

介護職員等処遇改善加算（新加算）

新規取得・ランクアップ 個別相談のご案内

専門的な相談員（社会保険労務士等）が、ご都合のよい日時に貴事業所へお伺いし、加算を取得するための要件等に関する相談について、分かりやすくアドバイスします。

*相談内容や事業所の要望に応じて、相談員の派遣又は電話若しくはオンラインによる相談を行います

*対象の事業所へ相談員1名程度を派遣し、取得促進支援を行います。

*1事業所当たりの回数は原則1回（2回を限度）とし、1回あたり1時間半程度行うものとします。電話若しくはオンラインでの相談は回数の制限を設けませんが1回当たり概ね30分程度を上限とします。

*加算の取得に必要な支援を行います。

1. 就業規則及び給与規定の整備の具体的手順や規定の内容に係る助言
2. 加算要件を満たすための助言
3. 処遇改善計画書の作成支援等
4. その他、取得促進につながる支援

*相談に要する費用は **無料** です。

=対象の事業所=

佐賀県内の介護保険サービス事業所(※)のうち、本事業を希望する事業所

※ 県所管の事業所のみでなく、各保険者所管の事業所も対象になりますが、加算算定非対象サービス（訪問看護、訪問リハ、福祉用具貸与・販売、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援）の事業所は対象外です。

「申込書」に記入のうえ、（公財）介護労働安定センター佐賀支部までメールまたはFAXで提出してください。

留意事項 等

- ・対象事業所への訪問回数には限りがありますので、加算未取得の事業所、下位の加算を届け出ている事業所を優先的に支援する予定です。申し込みが多数となった場合は、派遣できない場合があります。その場合は別に通知を行います。
- ・同一法人で複数の事業所を一括して計画書を作成している場合は、法人単位で申し込んでください。
- ・対象の事業所には、対象事業所に決定した旨の通知を（公財）介護労働安定センター佐賀支部より送付します。
- ・相談員の派遣の際は、感染症予防対策に留意して事業所を訪問します。
- ・「申込書」等の書類に記載された内容、相談内容および個人情報については、（公財）介護労働安定センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、日程調整や内容確認等、本事業を進めるに必要な範囲で使用し、それ以外の目的には使用しません。

【お申し込み・お問い合わせ先】



（公財）介護労働安定センター 佐賀支部

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル8F

TEL:0952-28-0326 / FAX:0952-28-0328



申込書

令和6年度佐賀県介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業の相談を希望します。
なお、相談員の派遣を希望する事業所の情報は、以下のとおりです。

令和 年 月 日

■相談員の派遣又はオンラインによる相談を希望する事業所の情報

法人名			
事業所の所在地 ^{※1}			
担当者の職・氏名	職名：		
	氏名：		
電話		相談の方法(○で囲む)	
E-mail		派遣	オンライン

※1 事業所の所在地は、本事業の決定通知の送付先を記載してください。

	事業所名 ^{※2}	事業所番号 ^{※2}	サービス種類 ^{※2}
1			
2			
3			

※2 同一法人で複数の事業所を一括して計画書を作成している場合は、法人単位で申込んでください。その際、対象全ての事業所名・事業所番号・サービスの種類を記載してください。(欄が足りない場合は、別紙での提出も可。)

■希望の派遣回数(原則1回)

() 回程度

■現在取得している加算区分(○で囲んでください)

新加算Ⅰ		新加算Ⅱ			新加算Ⅲ		新加算Ⅳ			取得していない			
経過措置区分													
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)

■相談したい内容(○で囲む又はご記入ください)

- ・就業規則及び給与規定の整備の具体的手順や既定の内容に係る助言等
- ・加算要件を満たすための助言等
- ・処遇改善計画書の作成支援等
- ・その他 ()

公益財団法人介護労働安定センター佐賀支部までメールまたはFAXで提出してください。

<メールアドレス> saga@kaigo-center.or.jp

<FAX番号> 0952-28-0328